横川町 牧園町 霧島町

冷息中央地区

耜11亏

平成16年4月

国分市福山町

合館協議会だ。

---編集

姶良中央地区合併協議会

〒899-4394 国分市中央三丁目45番1号 国分シビックセンター行政棟 国分市役所 JF TEL0995-64-0937 FAX0995-64-0940

ホームページ http://www2.airachuou-gappei.jp/index.html メールアドレス soumu@airachuou-gappei.jp

姶良中央地区1市6町(国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町)

シリーズ「まちの顔」 今月は 🎎 📑 📺 を紹介します





写真は、左から「花はきりしま菜の花ウォーク」と「ミヤマキリシマつつじ」です。

第20回協議会

「上・下水道事業(水道)の取扱い」、「農林水産関係事業(農業)の取扱い」、「一般職の職員の身分の取扱い」、「町名・字名の取扱い」、「その他事業(指定金融機関等)の取扱い」についての協議及び「学校教育事業の取扱い」についての提案説明がありました。

第21回協議会

「町名・字名の取扱い」、「新市まちづくり計画」、「学校教育事業の取扱い」についての協議及び「社会教育事業の取扱い」、「第三セクター等関係事業(第三セクター)の取扱い」、「その他事業(企画関係事業)の取扱い」についての提案説明がありました。

第二十回・第二十一回

簡易水道事業会計(公営企業会計)

第二十回協議会

の取扱いについて、協議のうえ次のと新市における上・下水道事業(水道)

おり承認されました。

新規事業は新市において調整する は現行のとおり新市に引き継ぎ、 中・長期事業計画のうち、継続事業 中・長期事業計画のうち、継続事業 とおり創設認可を受ける。また、 とおり創設認可を受ける。また、 とおり創設認可を受ける。また、 とおり創設認可を受ける。また、 とおり創設認可を受ける。また、

と同時に地方公営企業法を適用し、する簡易水道事業については、合併福山町及び隼人町がそれぞれ管理る。また、横川町、牧園町、霧島町、る。また、横川町の牧園町に統合す水道事業は、合併と同時に統合すー国分市、溝辺町及び隼人町の上

で調整することで調整することとして会計方式を統一することとして会計方式を統一する。なお、メーター使用料については、新市において五年間で統一すとして会計方式を統一すること

でに調整すること

「開発負担金等については、合併まな、合併までに調整すること

「開発負担金等については、合併までに調整すること

「別のでは、合併までに調整すること

のとおり新市に引き継ぐこと 工業用水道事業については、現行

(農業)の取扱いについて協議第三十九号 農林水産関係事業

に調整すること

とおり承認されました。 業)の取扱いについて、協議のうえ次の新市における農林水産関係事業(農

すること
委員等については、合併までに調整委員等については、合併までに調整は旧市町の例による。

までに調整すること とのとおり新市に引き継ぐ。なお、特色ある単独事業については、これ特色ある単独事業については、これ に までの取り組みの経緯を踏まえ、 までのとおり新市に引き継ぐ。なお、
とおり新市に引き継ぐ。なお、
とおり新市に引き継ぐ。なお、
とおり新市に引き継ぐ。なお、
は、現行

合併までに調整すること継ぐ。なお、利子補給率については、業等は、現行のとおり新市に引き業等は、現行のとおり新市に引き

なお、制度内容については合併までは、現行のとおり新市に引き継ぐ。福山町が実施している農業経営をは、合併までに調整することを設定しては、合併までに調整することを設運営協議会等の設置につい

ること い田農業推進協議会事業、地域 水田農業ビジョン等は、現行のと水田農業ビジョン等は、現行のと

することし、単独補助事業は、合併時に廃止し、単独補助事業は、合併時に廃止行のとおり新市に引き継ぐ。ただ六・環境保全型農業推進事業は、現

整すること制度内容については、合併までに調行のとおり新市に引き継ぐ。なお、てのとおり新市に引き継ぐ。なお、

畜産共進会開催については、関係

でに調整すること機関と実施方法等を協議し合併ま

合を含め検討すること 内容等が類似しているものは、統廃市町の範囲で実施する。 ただし、の間新市において現行のとおり旧の 農業地域活性化イベントは、当分

ジ)に掲載しています。 いては、先月号の協議会だより(九ペー)なお、具体的な協議項目の内容につ



。 協議会における審議状況

の取扱いについて 協議第四十八号 一般職の職員の身分

の取扱いについて、協議のうえ次のと おり承認されました。 新市における一般職の職員の身分

- すること 新市の職員として引き継ぐものと 九条第一項の規定により、すべて 町村の合併の特例に関する法律第 一市六町の一般職の職員は、
- 管理の適正化に努めること て定員適正化計画を策定し、定員 職員数については、新市にお L١
- 三 職員の職名については、合併ま 職員の処遇及び給与の適正化の観 でに調整すること 給与については現給を保障し、

点から調整し、統一を図ること

協議第四十九号 町名・字名の取扱い

も考慮し、更に検討を行うため継続 行いましたが、法律改正の状況など 審議となりました。 については、次の内容について協議を 新市における町名・字名の取扱い

- とおりとすること 町・字の区域については、 現行の
- おりとすること 町・字の名称については、 次のと
- 国分市については、「国分市 」を、霧島市国分 」に置

き換える

- (二) 溝辺町については、「姶良郡 に置き換える 溝辺町 」を 霧島市溝辺
- (三) 横川町については、姶良郡 に置き換える 横川町 」を 霧島市横川
- に置き換える 牧園町 」を 霧島市牧園 牧園町については、「姶良郡
- (五) 霧島町については、「姶良郡 に置き換える 霧島町」を霧島市霧島
- (六) 隼人町については、「姶良郡 に置き換える 」を 霧島市隼人
- (七) 福山町については、姶良郡 福山町 に置き換える 」を 霧島市福山
- とする ては、「霧島市福山 ただし、大字の「福山」につい 番地」

機関等)の取扱いについて 協議第五十号 その他事業(指定金融

融機関等)の取扱いについて、協議の うえ次のとおり承認されました。 までに調整すること 新市におけるその他事業(指定金 指定金融機関等については、合併



【提案された事項】

いについて 協議第五十一号 学校教育事業の取扱

がありました。 いて、次回の協議会議事の提案説明 新市の学校教育事業の取扱いにつ

り新市に引き継ぐこと 校の設置及び配置は、現行のとお 幼稚園、小学校、中学校、高等学

おり新市に引き継ぐこと

学校施設整備計画は、

現行のと

「学校規模及び通学区域等適正化審 議会(仮称)」で検討すること おりとし、新市において速やかに て通学距離が小学生四キロ以上又 遠距離通学費補助は、原則とし 通学区域は、当分の間現行のと

- ること の保護者を対象に次のとおりとす は中学生六キロ以上の児童、生徒
- (二) 自転車利用者は、 (一) 公共交通機関利用者は、 期券代等実費を全額補助する。 購入補助 定

のみとする。

- (三) 徒歩通学者は、交通機関及 児童、生徒の保護者のみを対象 びスクールバスの利用が困難な 併までに調整する。 とし、それぞれ補助金額等は合
- ること び選考基準等は合併までに調整す 現行のとおり新市に引き継ぐこと 奨学資金の貸与額、 スクールバスの運行地域等は 償還年数及
- こと 及び区分は国の基準どおりとする に統一し、就園奨励費の減免金額 公立幼稚園保育料は、合併まで
- 七 私立幼稚園就園奨励費の補助限 単独事業分の補助限度額及び区分 は、合併までに調整すること 度額及び区分は現行のとおりとし、
- 現行のとおり新市に引き継ぎ、方 場、単独校)業務運営については、 式等は新市において随時検討する 学校給食の調理施設(共同調理
- 九 給食費は、当分の間現行どおり とし、新市において検討すること

営委員会連絡協議会(仮称)を組織 継続し、それぞれの代表による運 運営委員会は、旧市町の組

で協議されることとなりました。 以上の提案があり、次回の協

第二十一回協議会

協議された事項】・・・・ 協議第四十九号 町名・字名の取扱い

について

認されました。 った結果、次のとおり修正のうえ承 行うため継続審議とし再度協議を行 正の状況なども考慮し、更に検討を 議決定される予定でしたが、法律改 については、前回の協議会において協 新市における町名・字名の取扱い

- とおりとすること 町・字の区域については、 現行の
- 一 町・字の名称については、 (一) 国分市については、「国分市 おりとすること 」を「霧島市国分 次のと 」に置
- 溝辺町 」に置き換える 溝辺町については、 姶良郡 」を「霧島市溝辺町

き換える

- \equiv 横川町 」に置き換える 川町・「を「霧島市横川町横川町については、「姶良郡
- 四 牧園町については、「姶良郡

牧園町 」に置き換える 」を「霧島市牧園町

- (五) 霧島町については、「姶良郡 に置き換える 霧島町 」を 霧島市霧島
- (六) 隼人町については、「姶良郡 隼人町 」に置き換える 」を「霧島市隼人町
- (七) 福山町については、姶良郡 に置き換える 福山町 」を 霧島市福山

ては、「霧島市福山 とする ただし、大字の 福山」につい 番地

画について 協議第十四号ーニ 新市まちづくり計

ととなります。 ていただく材料としても活用するこ 七月に開催し、合併の是非を判断し 調整方針と合わせて、住民説明会を これに伴い、今後は合併協定項目の 内容説明が行われ承認されました。 を取りまとめた、新市まちづくり計画 の基本方針や分野別の基本計画など 最終案)」の作成が終わり、協議会へ 一市六町の合併を想定して、新

協議第五十一号 学校教育事業の取扱

いについては、 新市における学校教育事業の取扱 前回第二十回協議会に

のうえ承認されました。 おける事前提案の内容どおり、

協

り新市に引継ぐ。

使用時

社会教育関連施設は現行のとお

いについて 協議第五十二号 社会教育事業の取扱

説明がありました。 いについて、次回の協議会議事の提案 新市における社会教育事業の取

おり新市に引き継ぐ。 実施している公民館は、現行のと 社会教育法に基づく公民館事業を (旧中央公民館等)を置く。 新市に旧市町ごとに拠点公民館 また、

等は合併までに調整すること なお、使用料、休館日、使用時間

ること

おいて住民の意向を踏まえ検討す

な



- 、提案された事項】・・・・・・・・・ 三 社会体育施設は現行のとおり新 開催日の統一などは、新市におい とおり開催する。エリアの問題や こと て検討すること 使用時間等は合併までに調整する お、新市運動会の開催は、新市に ごとの形態で新市に引き継ぐ。 市に引き継ぐ。 等は合併までに調整すること 運動会は、現行のとおり旧市 成人式は、旧市町ごとに現行の なお、使用料、休館(園・場)日、 なお、使用料、休館日、
- 六 文化祭は、旧市町ごとにそれぞ 業内容等は合併までに調整するこ 新市に引き継ぎ、具体的方策、事 開催は、文化協会や住民の意向を れ開催する。なお、新市文化祭の 市に引き継ぐこと 踏まえ新市において検討すること 指定文化財は、現行のとおり新 人権同和教育は、現行のとおり
- 広がりを目指すこと 織を整備し、新市全域への運動 市の例を参考に全庁体制で推進組 市民運動は、新市において国分

数、選出方法は合併までに調整す 新市に社会教育委員をおく。

十一 新市に各拠点公民館(現在 館運営審議会をおく。それぞれの 各市町の中央公民館)ごとに公民 人数、選出方法は合併までに調整

く。人数、選出方法は合併までに 調整すること 新市に文化財保護審議会をお

十三 体育指導委員は、平成十八年 検討すること 平成十九年度以降は新市において 度まで現行のとおりの定員とし、

が類似しているものは、合併まで ポーツイベントで、内容、開催時期 に調整する。 市(町)外から参加者のあるス

で協議されることとなりました。 以上の提案があり、次回の協議会 とおり新市に引き継ぐこと その他スポーツ行事は、現行の

次回の協議会議事の提案説明があり 事業 第三セクター の取扱いについて、 新市における第三セクター等関係 協議第五十三号 事業(第三セクター)の取扱いについて 第三セクター 等関係

いては、現行のとおり新市に引き 霧島神話の里公園株式会社につ

> で協議されることとなりました。 以上の提案があり、次回の協議会

係事業)の取扱いについて 協議第五十四号 その他事業(企画関

議会議事の提案説明がありました。 係事業)の取扱いについて、次回の協 せて実施計画を総合計画に基づい 画」を基本に策定する。なお、あわ いて速やかに、新市まちづくり計 新市におけるその他事業(企画関 総合計画については、新市にお

は、現行のとおり新市に引き継ぐ て策定すること 過疎地域自立促進計画について

策定すること きる地域については、辺地計画を おり新市に引き継ぐ。なお、新市 において新たに辺地として指定で 辺地計画については、現行のと

おいて調整すること お、定住促進に関する補助制度に 現行のとおり新市に引き継ぐ。な き継ぎ、補助制度期限後は新市に ついては、現行のとおり新市に引 宅地造成分譲事業については、

策定すること おいて地域情報化計画を速やかに 地域情報化については、新市に

ケーブルテレビ事業については、

で協議されることとなりました。 以上の提案があり、次回の協議 新市において調整すること ては、財政状況等を勘案しながら ケーブルテレビ未整備地域につい いては、新市において調整する。 平成二十年度以降の運営方法につ は現行のとおり運営する。なお 市に引き継ぎ、平成十九年度まで 溝辺町で実施している事業は、新





現在までに承認された協定項目 第2回

「霧島市」にすることと決まりました。	協定項目 番号	協定項目	調整方針の内容等									
おいけ まいけ まい		新市の名称	【理由】・霧島は日本で最初の国立公園指定の地域であり、美しい自然や温泉、 天孫降臨の神話など全国的に観光地としての知名度が高い。 ・姶良中央地区は、雄大な霧島連山のふところに抱かれ育まれた地域									
規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 2 ・職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。 3 ・職員の職名については、合併までに調整する。 4 ・給与については現給を保障し、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。 「職員数」 国分市 溝辺町 横川町 牧園町 霧島町 隼人町 福山町 計条例定数 416 116 117 148 94 280 116 1,287 実職員数 395 103 82 137 84 274 103 1,178 * 平成15年4月1日現在の数値。 * 国分市の職員数は、市立高校の教員数を除く。 【今後10年間の定年退職予定者数】 国分市 溝辺町 横川町 牧園町 霧島町 隼人町 福山町 年度計 16年度 5 2 1 0 1 1 0 10 10 17年度 7 1 0 3 1 6 2 20 18年度 11 0 0 4 0 4 1 20 19年度 16 5 3 4 3 3 4 48 20年度 24 2 1 8 4 10 10 59 21年度 18 0 4 4 1 9 5 41 22年度 11 5 6 7 1 11 3 3 4 44 22年度 11 5 6 7 1 11 3 3 4 44 22年度 13 6 2 7 3 8 3 42 25年度 13 2 1 5 1 9 1 32 353 1 34 34 34 34 34 34 34	8	地域審議会の設置	などを述べ 国 講 数 なお、具体 り(7ペーシ	る地域 分地 [川地 [園地 [本的な地 本的な地 本のは掲載	審議会のおり、おり、おり、おり、おり、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	新市の附審議会会審議会会にます。	は「る」を表する。	を設置 霧 島 年 山 は、先月・	すること 名 地区 地区 地区 地区 地区 地	でとしま 称 審 地 域 審 也 域 審	した。 議 会 議 会 議 会 お 議 会	
3 . 主任 8 . 所長補佐 13 . 園長	11		2 3 4 【	りにる職つを 国416 395 F4職間国 57 11 16 24 18 11 11 13 13 129 11 11 13 13 129	T C T O は 。	か 市 に 保 横 117 82 数高定 横 117 82 の 3 1 4 6 3 2 1 21 3	して で職 牧 148 137 牧 牧 0 3 4 4 8 4 7 5 7 5 47 7 11.1.1	き適 整処 霧 94 84 84 84 1 0 3 4 1 1 0 3 1 15 ま 1	集 本 本 を を を を を を を を を を を を を	る。 定し、定 適正化の 116 103 福山町 0 2 1 4 10 5 3 3 3 1 32	員管理の適正 う観点から調 計 1,287 1,178 年度計 10 20 20 48 59 41 44 37 42 32 353	

協定項目 番号	協定項目	調整方針の内容等									
		新設合併の場合、合併構成市町の特別職は、合併の日の前日に失職することとなりますので、その身分の取り扱いを次のとおりとしました。 1 . 市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。給料の額は、現行の給料額及び同規模の自治体の例をもとに、合併までに調整する。 2 . 議会議員、農業委員会委員、消防団員の報酬の額は、現行の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに、合併までに調整する。 3 . 教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに、合併までに調整する。 4 . 審議会・委員会等の附属機関については、新市において引き続き設置する必要があるものは、原則として合併までに統合又は調整する。 5 . その他の特別職については、設置する必要があるものは、原則として新市において調整する。 6 . 新市の職務執行者については、合併までに1市6町の長が別に協議して定める。 【下表は、現行の給料及び報酬一覧】以下の内容等を参考に、合併までに調整されます。									
			首長	助役	収入役	教育長					
12	特別職の身分の取扱い	国分市	941,000円	736,000円	679,000円	679,000円					
		溝辺町	795,000円	628,000円	592,000円	592,000円					
		横川町	749,000円	593,000円	559,000円	559,000円					
		牧園町	797,000円	630,000円	594,000円	627,000円					
		霧島町	778,000円	615,000円	580,000円	580,000円					
		集人町	859,000円	678,000円	640,000円	640,000円					
		福山町	787,000円	622,000円	587,000円	587,000円					
		【報酬】	** =	=======================================	<u> </u>	- 					
		□ □ □ 八士	議 長	副議長	委員長	議員					
		国分市	468,000円	365,000円	347,000円	339,000円					
	溝辺町 318,000円 263,000円 255,000円 239,000円 4世以際 000,000円 000,0000円 000,000円 000,000円 000,000円 000,000円 000,000円 000,000円 000,0000円 000,000円 000,000円 000,000円 000,000円 000,000円 000,000円 000,0000円 000,0000 000,0000 000,0000 000,0000 000,0000 000,0000 000,0000 000,0000 000,0000 000,0000 000,0000 000,0000 000,0000 000,000000										
		横川町 299,000円 247,000円 239,000円 225,000円 牧園町 319,000円 264,000円 256,000円 240,000円									
		牧園町	264,000円	256,000円	240,000円						
	霧島町 311,000円 257,000円 249,000円 233,00										
		隼人町 341,000円 280,000円 272,000円 255,000円 福山町 315,000円 260,000円 252,000円 236,000円									
			313,000	200,000円	202,000	230,000					

協定項目番号	協定項目			調整方針の内容等						
		 市章、市民憲章、市の花・木・歌等については、新市において新たに定めることとしました。 ・宣言は、新市において調整し、新たに制定することとしました。 ・表彰制度は、新市において新たな制度を創設することとしました。 ・各種行事は、新市において地域性を尊重しながら調整することとしました。 【下表は、現在の慣行に係る一覧】								
			市町章	市町の 花、木、鳥	宣言	市町民憲章 名誉市町民 表彰				
		国分市		花:ハナタバコ コスモス 木:クロガネモチ	道義高揚都市	有り				
20	慣行の取扱い	溝辺町	9	花:梅の花 木:棕櫚の木	・青少年育成の町・増健の町みぞべ	有り				
		横川町		花:さくら 木:けやき	平和を引き継ぐ町	有り				
		牧園町		花:ミヤマキリシマ 木:もみじ 鳥:ホオジロ	非核自治体	有り				
		霧島町		花:ミヤマキリシマ 木:アカマツ	・交通安全宣言の町 ・シートベルト・ ヘルメット着用 推進の町 ・飲酒運転追放	有り				
		隼人町	0	花:カンナ 木:山つばき	・非核都市 ・人権尊重の町	有り				
		福山町		花:ヤマツツジ 木:イヌマキ	・重度心身障害児 愛護の町 ・非核都市	有り				

協定項目番号	協定項目					調整	5針の	内容等				
		1.合併後の平成17年度課税分までは、1市6町の例により現行のとおり引継ぎ、平成18年度課税分から新市で統一した税率を適用する。課税方式は資産割課税を廃止した方式を検討する。なお、納期については国分市の例により8期とする。										
				国分市	溝辺町	横	 周丁	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	
		世	帯数	8,814世帯		帯 1,35	55世帯	2,401世帯	1,394世帯	6,878世帯	1,581世帯	
		被保		16,249	3,443	人 2,	445人	4,528人	2,675人	12,467人	2,887人	
		所得割	医療	7.7%	6.4	%	7.5%	7.5%	8.9%	8.2%	9.5%	
				1.09	6 0.5	%	0.9%	1.2%	1.3%	1.4%	1.0%	
			医療	30.89	6 25.0	% 5	0.0%	55.0%	57.0%	30.0%	55.0%	
		資産割	介護	5.4%	6 4.4	%	8.0%	8.0%	9.0%	6.0%	5.6%	
		均	医療	25,300	22,000	円 22,	200円	21,000円	26,000円	28,000円	22,000円	
		均等割	介護	5,800	5,700	円 5,	600円	6,600円	6,000円	7,000円	5,000円	
		平等割	医療	26,400P	24,000	円 23,	400円	22,000円	27,000円	29,000円	24,000円	
		割	介護	4,000	3,600	円 3,	400円	4,000円	5,000円	4,500円	3,500円	
		課税限度	医療	530,000P	530,000	円 530,	000円	530,000円	530,000円	530,000円	530,000円	
		限度	介護	80,000P	80,000	円 80,	000円	80,000円	80,000円	80,000円	80,000円	
		【理:	行の纠	対期につい	7]	·				•		
			内期	国分市	溝辺町	横	 周丁	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	
			1期	7月1日~	6月1日~	4月1	3~	5月1日~	5月1日~		5月1日~	
	国民健康保険 事業の取扱い		1 共力	7月31日 8月1日~	6月30 7月1日~	日 4 7月1	月30日	5月31日 7月1日~	5月31日 6月1日~		5月31日 8月1日~	
		2	2期	8月31日			月31日		6月30日		8月31日	
		3	3期	9月1日~	8月1日~	10月1		9月1日~	8月1日~		9月1日~	
			4 #17	9月30日	3 8月31 9月1日~	12月	月31日 日~	9月30日	8月31日 9月1日~		9月30日	
21			4期	10月31日 9月30日 12月25日 12月20日 9月30日						11月30日		
			5期 11月1日~ 10月1日~ 10月1日~ 10月31日 10月31日						6月~3月 までの月末	12月1日~ 12月27日		
			 6期	12月1日~	11月1日~				11月1日~		1月4日~	
		7期		12月25日 1月1日~	11月30	<u>目</u>	11月30日 12月1日~				1月31日	
		<u> </u>	/ 期	1月31日 2月1日~	1	12月25日						
			3期	2月1日~								
		9	9期									
		1	0期									
			k+n	\ \\	-1	± 10 ±r=	- ı - ¬ l	→ /m/ / * */27.15	*******] 	
								き継ぐ。資格			.いる巾町	
		は現行どおり新市に引き継ぎ、交付していない町は合併後近								-父刊 9 る。		
		【短期被保険者証及び資格証明書とは】 被保険者が特別な事情がないにもかかわらず、国民健康保険税を滞納している場合									ヽァ+Bᄉ	
											- 70	
		税負担の公平を図ることから、被保険者証を返還させ、短期被保険者証又は資格証明書を										
		発行するもの。										
		資格証明書 医療機関にかかる時の医療費が、一旦は全額自己負担となるもので、その後本人か										
								18主領日し5	ミュニ こくみ り じ	307 (, , , , , ,)	及本人がら	
			の申出によりその7割分を支払うもの 短期被保険者証									
			短期板体映有証 保険証の有効期限が1ヶ月や2ヶ月と極めて短いもので、その被保険者の納税状況に応									
			保険証の有効期限が1ヶ月や2ヶ月と極めて短いもので、その被保険者の納税状況に心じて短期被保険者証を発行するもの									
					国分市		横川		」 霧島町	集人町	福山町	
		\vdash	資 枚	証明書	154	<u> </u>	1 1 1		3 務局型	33	① ()	
		4=		保険者証	270	29	3	-		220	49	
		上左	块/11次1	不改白社	210	23		0 1/4	10	220	43	

姶良中央地区合併協議会の協定項目協議状況

協定項目	承認済	提案中	未協議	協定項目	承認済	提案中	未協議
1、合併の方式				25、各種事務事業の取扱い			
2、合併の期日				(1) 男女共同参画事業			
3、新市の名称				(2) 姉妹都市•国際交流事業			
4、新市の事務所の位置				(3) 電算システム事業			
5、財産の取扱い				(4) 広報広聴関係事業			
6、新市まちづくり計画				(5) 納税関係事業			
7、議会議員の定数及び任期の取扱い				(6) 消防防災関係事業			
8、地域審議会の設置				(7) 交通関係事業			
9、農業委員会委員の定数及び任期の取扱い				(8) 窓口業務			
10、地方税の取扱い				(9) 保健衛生事業			
11、一般職の職員の身分の取扱い				(10) 環境衛生事業			
12、特別職の身分の取扱い				(11) 障害者福祉事業			
13、条例、規則等の取扱い				(12) 高齢者福祉事業			
14、事務組織及び機構の取扱い				(13) 児童福祉事業			
15、一部事務組合等の取扱い				(14) 生活保護事業			
16、使用料、手数料等の取扱い				(15) その他の福祉事業			
17、公共的団体等の取扱い				(16) 農林水産関係事業			
18、補助金、交付金等の取扱い				(17) 商工·観光関係事業			
19、町名・字名の取扱い				(18) 建設関係事業			
20、慣行の取扱い				(19) 上·下水道事業			
21、国民健康保険事業の取扱い				(20) 学校教育事業			
22、介護保険事業の取扱い				(21) コミュニティ施策			
23、消防団の取扱い				(22) 社会教育事業			
24、自治会・行政連絡機構の取扱い				(23) 情報公開制度			
				(24) 社会福祉協議会関係事業			
				(25) 第三セクター等関係事業			
承認済:協議会の会議において承認済み				(26) 病院関係事業			
提案中:協議会へ提案中又は小委員会で協議中				(27) その他事業			

未協議:協議項目として未提案

平成16年3月末現在における協議状況です。

協議会は傍聴できます

合併協議会は、原則として毎月第2・第4木曜日の午後1時30分から開催されます。 会場は、国分シビック センター複合施設棟 2F 多目的ホールです。

傍聴者の定員は30名となっています。希望される方は、会議当日に傍聴者受付までお越しください。 なお、会議開会15分前から傍聴証を発行しますが、15分前における傍聴希望者が定員を超える場合に は、抽選により傍聴者を決定します。

第22回協議会 4/8(木) 第23回協議会 4/21(水) 当面の協議会開催日程 第24回協議会 5/13(木) 第25回協議会 5/27(木)

「ご意見、ご質問をお寄せください」

合併に関してご意見、ご質問等がありましたら、合併協議会事務局又は各市町合併担当課までご連絡 ください。

姶良中央地区合併協議会事務局 〒899-4394 国分市中央三丁目45番1号

国分シビックセンター行政棟(国分市役所)7階

TEL 0995-64-0937 FAX 0995-64-0940